| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| その年分の所得税の額及び同法第八条の四第一項の規定による所得税の額」と、同法 | 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定にかかわらず、その年分の所得税の額及び同法第八条の四第一項の規定による所得税の額」と、同法 | | | | | | | | |
| 同法第八条の四第一項の規定による所得税の額」と、同条第三項 | 租税特別措置法第八条の四第一項の規定による所得税の額」と、同条第三項 | | | | | | | | |
| 特定調整外国税相当額（」 | 特定調整外国税相当額（」と「控除限度額」とあるのは「東日本大震災からの復興のために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される」 | | | | | | | | |
| 租税特別措置法第九条の三の二第三項 | 、当該 | 同項 | 第一項 | 、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第三十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず、当該 | 租税特別措置法第八条の四第一項の規定による所得税の額」と、同条第三項 | 特定調整外国税相当額及び特定防衛調整対象外国税相当額（」と「控除限度額」とあるのは「東日本大震災からの復興のために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず、控除限度額」 | 租税特別措置法第八条の四第一項の規定による所得税の額」と、同条第三項 | 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず、その年分の所得税の額及び同法第八条の四第一項の規定による所得税の額」と、同法 |
| 租税特別措置法第九条の三の二第三項第一号の額 | 、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額 | 第一項 | 所得税法及び我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号）第五条の二十六第三項（源泉徴収義務等）の規定により控除された金額に相当する | 所得税法 | 並びに当該上場株式等の配当等に係る我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この項において「特別措置法」という。）第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九条の三の二第六項 | 及び当該上場株式等の配当等に係る同法 | に相当する | 株式等の配当等に係る同法 | 租税特別措置法第九条の三の二第七項 |
| 租税特別措置法（租税特別措置法 | 租税特別措置法（我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法（令和五年法律第六十九号。以下この項において「特別措置法」という。）第五条の三十一第一項（防衛特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法 | 所得税の額 | 所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額 | 所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額 | 所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額 | 所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額 | 所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額 | 所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額 | 所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額 |
| のうち所得税の額） | のうち所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額 | 政令 | 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず、政令 | 所得税の額 | 所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額 | 政令 | 東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用されるこの項の規定にかかわらず、政令 | 所得税の額 | 所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額の合計額 |
| 租税特別措置法第九条の三の二第六項 | 租税特別措置法第九条の三の二第三項第一号 | 租税特別措置法第九条の三の二第三項 | 租税特別措置法第九条の三の二第七項 | 租税特別措置法第九条の六第三項及び第四項 | 租税特別措置法第九条の六の二第一項 | 租税特別措置法第九条の六の二第三項及び第四項 | 租税特別措置法第九条の六の三第一項 | 租税特別措置法第九条の六の三第三項及び第四項 | 租税特別措置法第九条の六の四第一項 |